

若年者納付猶予制度が導入されます

20歳代の方は、本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

これまでは、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合には、保険料免除の対象とはなりませんでしたが



仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は、滞納の扱いとはなりませんので、万一のときにも安全です。

また、満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができます。(2年以上経過後は、保険料に一定の加算がかかります。)

平成17年4月から

国民年金保険料と 制度の一部が変わります

平成16年度の年金制度改正により、国民年金などの年金制度の改正が順次実施されることとなっています。
平成17年4月からの主な変更点は、次のとおりです。



各種制度の申請やお問い合わせは 住民生活課 (54 5210) へ
3月28日以降は大山町住民生活課または各支所住民課

特別障害給付金制度が始まります

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。

対象者

昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険等に加入していた方の配偶者
平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

であって、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害の状態にある方。

支給額

1級：月額5万円 / 2級：月額4万円

支給額は毎年度自動物価スライドがあります。所得によって支給制限される場合があります。老齢基礎年金等を受けるときは支給調整されます。

請求窓口

住所地の市町村役場で、平成17年4月1日から受付を開始します。

ご注意

特別給付金の支給は、請求のあった翌月分から支給します。障害認定に必要な添付書類が全てそろわない場合であっても、まずは、4月中に請求書を提出してください。

障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど、非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月分から支給となります)

保険料は月額13,580円です

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられる予定です(引き上げ額は、今後の賃金上昇によって変化します)。平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は、月額13,580円です。

口座振替割引制度が拡充されます

保険料の前納を口座振替にすると

平成17年度から、保険料の前納を口座振替にしたときの割引額が増えます。

平成17年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは2,890円、口座振替では3,420円の割引となります。口座振替での前納は、**平成17年3月25日必着で社会保険事務所への申し込みが必要**となりますので、お早めにお申し込みください。なお、既に口座振替で前納されている方は、自動的に割引額が増えますので、新しく届け出る必要はありません。

口座振替に早割制度ができました

月々の口座振替に早割(当月保険料の当月末引落しに対する割引)制度ができました。

通常の口座振替(当月保険料の翌月引落し)は定額保険料ですが、口座振替を「早割」にすると、40円が割引になります。

早割制度に申し込みをすると、翌月末の初回の口座振替で2か月分の保険料(従前の保険料と40円割引された保険料)が引落としとなり、その後の毎月の保険料が40円割引になります。